

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、令和2年4月7日に内閣総理大臣より7都府県に対し緊急事態宣言が発出されたことを受け、以下のとおり取り扱うこととしますので、参考までにお知らせします。

### 1 工事又は業務の一時中止措置等について

別添の「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」(令和2年4月8日付け国土入企第6号)によるものとし、以下により対応する。

・受注者から一時中止措置等の申出がある場合に、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。

### 2 工事及び業務における感染拡大防止対策について

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、以下を踏まえ、適切な対応を行うこと。

(1) アルコール消毒液の設置や手洗い・うがい等、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意すること。

(2) 新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合には、速やかに報告フロー(令和2(2020)年2月27日付け事務連絡)に従って報告を行うとともに、保健所等の指導に従って対応するよう指示すること。

(3) 工事の施工に伴い、三つの「密」(①密閉空間、②密集場所、③密接場面)の発生を極力回避する、もしくはその影響緩和のための対策を徹底すること。

※既発出の県通知と、大きく内容が変わるものではありませんが、主に以下の点に変更となっています。

- ・既発出の国通知が廃止されたことによる追従
- ・一時中止措置等の期限を設けず、“今後”の取扱いとした











感染拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、1. に準じた措置を行う。

### 3. 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底（共通）

対象地域の内外や緊急事態宣言の前後を問わず、工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の3つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。

## II. 入札等手続中及び今後公告する工事及び業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事等の入札等の手続については、当分の間、以下の通りとする。

### 1. 入札等の手続について（共通）

工事等の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、企業・技術者の資格や実績、成績、表彰、継続教育（CPD）の取組状況、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、入札等手続中及び今後公告する工事等については、旧通知や本通知 I.、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、例えば以下の事項を検討するなど、適宜柔軟な対応を行うこととする。

- ・ 競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限を延長する。
- ・ 旧通知や本通知 I. に基づいて一時中止措置等を行ったことにより完成しない工事等について、評価の対象とする。
- ・ 旧通知や本通知 I. に基づいて測量・調査・設計等の業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が令和元年度から令和2年度に変更となった業務については、令和2年度の入札公告における手持ち業務とみなさない。

### 2. ヒアリングの実施について（共通）

今後公告する案件については、原則ヒアリングを実施しないこととする。また、既に公告済みの案件でヒアリングの実施を予定しているものについては、その必要性を再検討し、可能な限り省略すること。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合には、以下の対応を行うこととする。

- ・ 本人確認を確実に実施し、ヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話やWEBによるテレビ会議システムを活用する。
- ・ やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で参加するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染拡大防止の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

事務連絡  
令和2(2020)年2月27日

部内各課室長、各出先機関の長 様

参事兼技術管理課長

工事現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の対応について

現在、栃木県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、「栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、対策を講じているところです。

このたび熊本県内及び千葉県内の建設現場において、現場作業従事者が新型コロナウイルスに感染する事態が発生したことを踏まえ、各出先機関管内の工事又は業務の現場等においても、咳エチケットや手洗いの励行、アルコール消毒液の設置等、感染拡大防止のための対策を徹底するようお願いいたします。

また、管内の現場等で、作業従事者等が新型コロナウイルスに感染したなどの情報を得た場合には、速やかに別紙のフローに従って報告を行うとともに、受注者を通じて当該作業従事者及び濃厚接触者と考えられる者等に自宅待機を依頼し、保健所等の指導に従って対応するよう指示するなど、適切な対応をお願いいたします。

なお、上記措置を講じるにあたり、必要に応じ、工事等の一時中止を指示するほか、工期の見直しを含め施工期間等の適正化に努めるよう留意願います。



# 報告フロー

(工事等事故報告フローを準用)

